

令和8年度沖縄県観光振興戦略会議運営等委託業務
企画提案仕様書

本公募は令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託業務名

令和8年度沖縄県観光振興戦略会議運営等委託業務

2 目的

宿泊税の導入に伴い、その用途事業の検討や事業効果検証を適正に行うため、有識者及び観光関連団体等で構成する「沖縄県観光振興戦略会議」（以下「戦略会議」という）を設置する。本業務は、同会議の円滑な運営支援、及び県民・事業者への周知・意向調査等を行い、宿泊税制度の適正な運用に資することを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日

4 委託業務の内容

(1) 宿泊税用途事業の周知・広報資料の作成

宿泊税の用途事業を効果的に周知・広報するため、以下の資料作成を行う。

- ① 県民・宿泊事業者向けチラシ、パンフレット等の企画・デザイン・印刷。
- ② 県公式ホームページ掲載用資料の作成。
- ③ 内容の理解を助けるためのイメージ図等の作成

(2) 宿泊税の用途等に関する要望調査（アンケート調査）

県民や観光客、宿泊事業者が宿泊税を活用して実施すべきと考える事業等を今後の事業計画へ反映させるため、以下の調査を実施し、結果を分析・報告する。

- ① 宿泊事業者調査：郵送による全数調査（約5,500者想定）。
- ② 観光客・県民調査：統計的に有意なサンプル数をそれぞれ確保した意識調査。
- ③ 分析内容：①、②に関して事業の優先順位、制度への理解度、期待される効果等分析
- ④ 調査結果を踏まえ、宿泊税の用途事業の方向性に関する報告書（案）

を作成し報告する。

(3) 沖縄県観光振興戦略会議の運営支援

会議の円滑かつ効果的な運営のため、以下の事項を行う。

- ① 委員等との開催日時調整、招集通知の送付。
- ② 会議資料（次第、説明資料、参考資料）の作成・印刷・配布。
- ③ 会場の確保、設営、受付、進行補助（オンライン参加とのハイブリッド対応を含む）。
- ④ 会議録の作成（発言詳細版及び公開用概要版）。
- ⑤ 委員への報酬・旅費等の支払い事務。

※会議の開催回数は年4回（1回あたり3時間程度）を想定。

※委員は15名程度を想定。

※委員の所在地は東京4名、本島北部2名、中部2名、南部5名、宮古島1名、西表島1名を想定

(4) その他、沖縄県との協議及び指示による業務

5 成果品

上記においてとりまとめた結果等について、下記のとおり成果物として提出する。

- ① 宿泊税の使途事業を効果的に周知するためのチラシ、パンフレットの印刷物（部数協議）及び電子データ
- ② 「宿泊税の使途事業の要望調査結果報告書」の電子データ
- ③ 沖縄県観光振興戦略会議資料及び会議録の電子データ一式
- ④ 業務全体の遂行内容をまとめた実績報告書
- ⑤ その他関係資料 必要部数を協議し決定

※ 製本・印刷を要する成果物の部数は、沖縄県（文化観光スポーツ部観光政策課）及び受託者で協議の上、変更することがある。

※ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

※ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※ 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。受託者は一切の著作人格権を行使しない。

また、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

6 業務の進め方

事業の実施にあたっては、沖縄県（文化観光スポーツ部観光政策課）と調整を十分に行うこと。

7 業務の推進体制

(1) 事業の実施にあたっては、沖縄県（文化観光スポーツ部観光政策課）と調整を十分に行うこと。

(2) 責任者及び沖縄県内に勤務する職員等から正副2名以上の担当者を配置すること。

(3) コンソーシアムで本事業を受託する際には、コンソーシアムを構成する事業者間で協定書を締結し、実施体制と役割分担を明確にするとともに、当該協定書で規定する代表者が中心となり、沖縄県との綿密な連携の元に業務の遂行にあたること。

8 予算額

今回の企画提案については、21,839千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

9 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

（契約の主たる部分）

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
- ・ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

(再委託により履行することのできる業務の範囲)

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

(その他、簡易な業務の範囲)

資料の収集・整理・発送

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

オンライン会議を行うための準備等、ロードマップの内容に直接関わらない業務

その他、県が簡易と決定した業務（アンケート配布業務等、単純作業的な業務）

10 その他留意事項等

(1) 業務着手に先立ち、実施計画書（実施内容、スケジュール、推進体制等）、責任者及び担当者名簿（氏名、役職、連絡先）を県に提出すること。

(2) その他委託業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県（文化観光スポーツ部観光政策課）及び受託者で協議の上決定する。